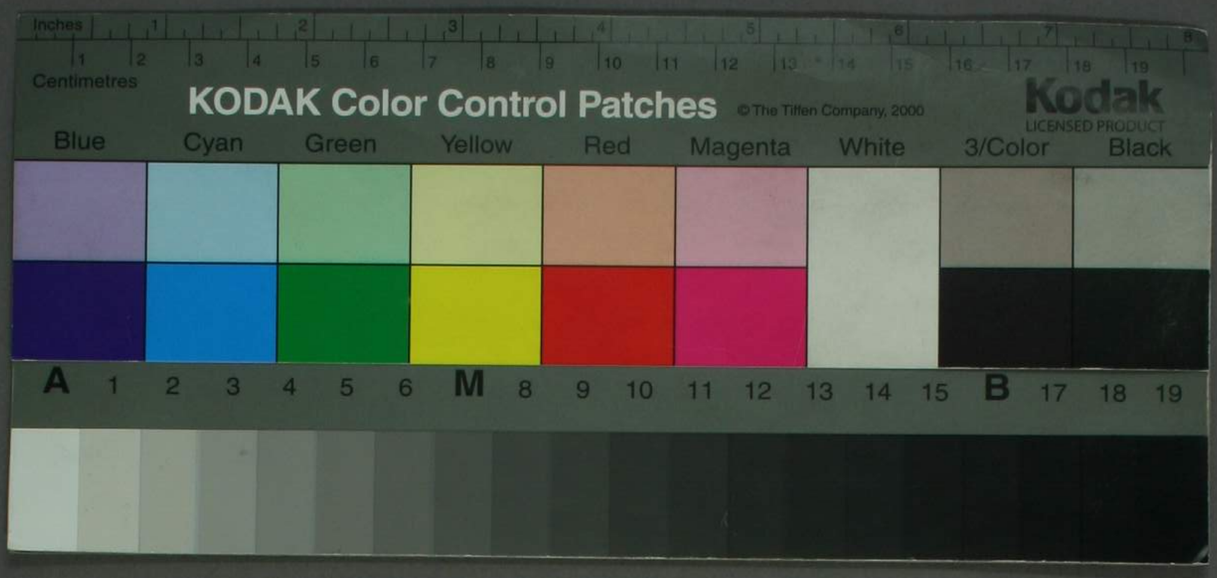
Inches
Centimetres
KODAK Color Control Patches
©The Tiffen Company, 2000
Kodak
LICENSED PRODUCT
Blue
Cyan
Green
Yellow
Red
Magenta
White
3/Color
Black
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

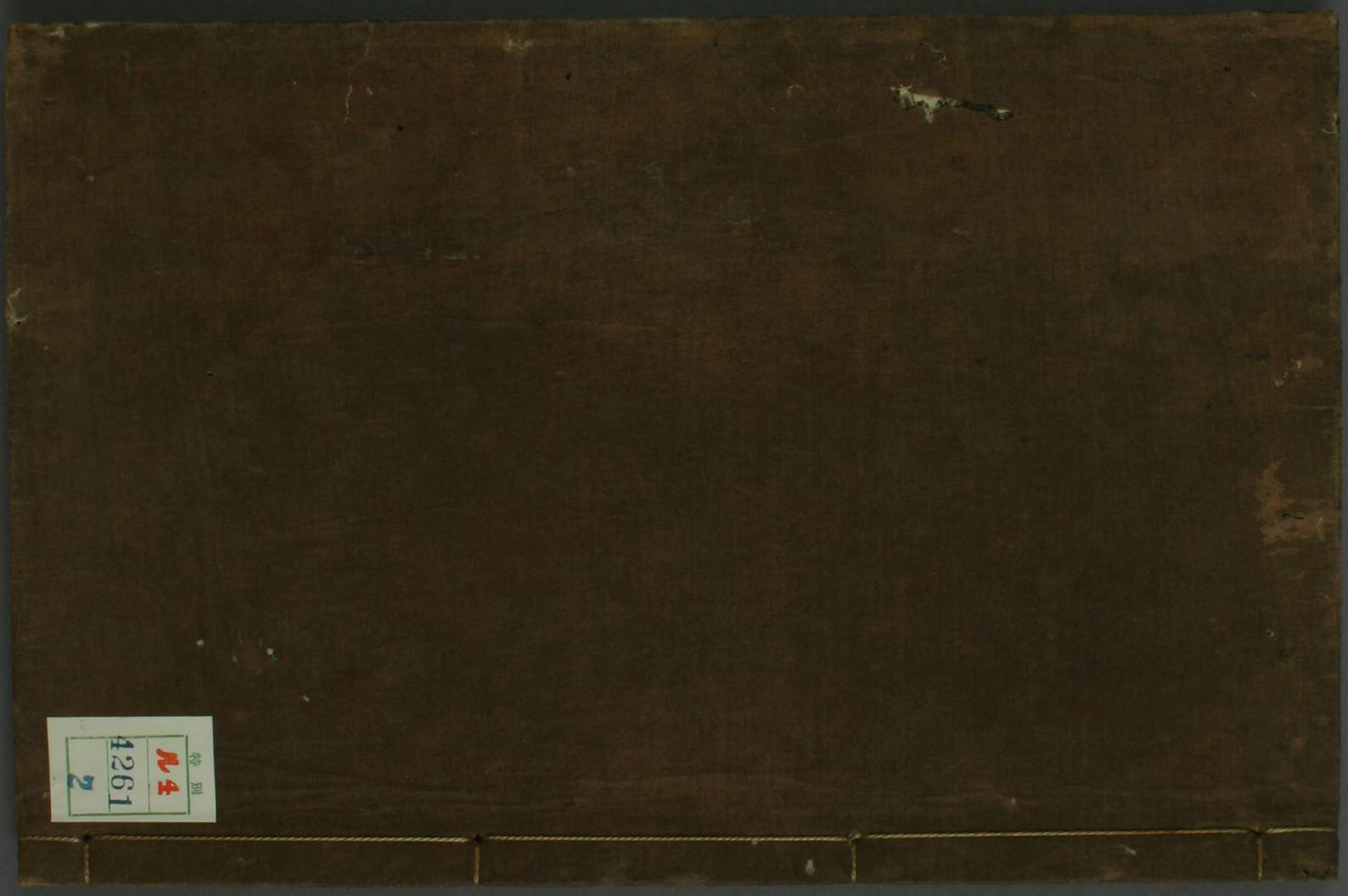
特別
ル4
4261
2

特
門 ル4
號 4261
卷 2

丹後国邊府志巻之二

越中守和歌會式之事
越中守交代之事
京極丹後守高知入国城事
京極丹後守歴覽領地事
與謝浦古歌之事

松平文庫本

昭和三十年
六月十七日
購求

丹後守高知訓諭諸兵事　附　大江山鬼城

丹後守高知遠行之事

修理大夫高三分傾之事

修理大夫高之利譯写書五經七書事

飛彈守高直得分知事

飛彈守高直建天寺事

丹後立社之事

丹後田邊府志巻之二

桂林　靈壇撰

越中守忠興和歌會式

一庶乃社軒を人丸ゟ二月をさごめ至ゟ以つ
ゟ僧拍机ゟ机ゟごゟ夢ゟ和ゟ會ゟ水ゟ徒和
机ゟごゟ水ゟ水ゟ池ゟ池ゟ

一和歌ゟ會席ゟ法ゟ人ゟ僧師ゟ法師ゟ本頭ゟ
兒庭中ゟ本ゟ僧師ゟ奉行ゟ家ゟ人ゟ任ゟ

薩師長吉を傳ずる人なり。口かき人を任ずる者なれ
ば、をうたふ役なり。大形は持明院殿家なれば、
子孫なり。光一位（まつ）ゝひ、ゆるされて、四者（ししや）なり。二三人仕まつて
ゐる。大ゆう二三反なり。二ゝ、百首同じ。和歌、発句共
一巻、歌を前日、歌を字あり、刻（せい）をひろよんで、和漢ゆう
て、和書ゝて、懐紙より、ゆ、ゝ、摩、摺、糸すゝ、料紙を
引合ゝ、一束一帖より用ゆ。懐紙、ゆ、ゝ、天ゝより大奇紙、程紙一枚を
半用ゆ。大長ハ、長一尺八三寸。半人ゝ一尺ゆ、ゝ、ゝ

ひ、ゆ、ゝ、ば、ゆ、ゝ、ゆ、ゝ、
一懐紙、詠ゆ、ゝ、ゝ、ゝ付ゝ、摺（たゝ）ぶ、ゆ、ゝ、歌（だい）をかく。二首
三ゝ、ゝ付ゝ、摺ぶ、ゆ、ゝ、体二ゝ、三首さかくゆ、歌ゝ
歌ゝ付ゝ、かく、ゆ、一ゝ、ゝ付ゝ、二ゆ、三ゆ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ
ゝ、ゝ、ゝ、

あるひはまるもしりがれ八尾八尾丹市の橋流計よ
ほうしまるもあり・みそなる俗うはなるうはなる月へ（一うよ乙美）
べし

一懐紙二首ゆとい二ゆ七うよ乙・十そうゆとい二ゆよかく
ちりうちあまとうそ付ち紙と宗ぬべし・俳諧ち乙ち
ちゆうしつそうそう十首まて・二ゆ七うよ十そうゆとい六二
ゆちう・位いう紙ち乙美うまして乙紙物ちるれうちつく
事ち・みうちもせぬち・京中ち懐紙違ゆて在

はこづるちう・こゆちゆうに付ちう

一懐紙ち詠ゆ世ち春のみうち春月同詠冬月同詠こ
かく事ち人ち乙ち乙ち乙

一懐紙を横さまに長く書くなり。二條家

長さ三寸折ひけて、上二寸ばかりまぐるまるく折る

冷泉家は長く書く。折めを付けぬ。

右の形のごとくして、上をもつぱら折る

二條家

冷泉家

當氣ヲカクハ俗躰

貴人一首三行三字

春日同詠山家花　和歌

名乗

九

十

九

三

年人同上

詠山家花和歌

ヨミタテマツル

藤原

九

十

九

三

二首以上二行七字

詠二首和歌

作者

山家花

五七

五七

七

五七

五七

七

三月意

貴人ハ端作ハ当座ハ名乗ハ

かくなり。家ハ名乗ハ

ハ名乗ハ

一 詠草之仲書方 黄昏(たそがれ)に付き高灯(おとしび)を詠草
を遣(つかわ)す 其方新方 当座(とうざ)を詠草(えいそう)に認(したた)め 当座(とうざ)
附 詠草折(よみくさおり)様 半紙二枚(はんしにまい)を一枚(いちまい)に 紫紙(むらさきがみ)にて
二枚一度(にまいいちど)に 表(おもて)より裏(うら)へ 重(たぶ)ね 膝(ひざ)にて 仕(つかまつ)り 中(なか)
より折(おり)返(かえ)す 也 古法(こほう)は 同(おなじ)く 表(おもて)ごと
おくり人 折(おり)ながら 世(よ)の折(おり)ごと 同(おなじ)
やうに 拵(こしらえ)て 当世(とうせい)は 一枚(いちまい)を 端(はし)より 一巻(いちまき)に
を 二巻(にまき)に 自(おのず)から 出(いで)る 者(もの) 名(な)ハ 影(かげ)の 方(かた)より

さげて 名乗(なのり)の 方(かた)に 小上(こうえ)を 立(たて)る

一 当座(とうざ)の 附(つけ)て 短冊(たんさく)に 詠歌(えいか)を 当座(とうざ)に 紙(かみ)に 認(したた)め
書(かき)人(びと)の 方(かた)に 重(かさね)て 書(かき)人(びと)に 渡(わた)して 回(まわ)さる
硯箱(すずりばこ)十組(じゅくみ)に 墨(すみ)に 大形(おおがた)二(につ)に 十組(じゅくみ)の 筆(ふで)を

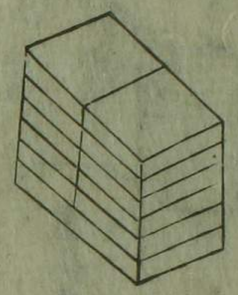

下一ツ大形長
上ツ中形並小形長
よみ蓋乃
一和所今席ニ先廊よみ者ハ人ハ右ニ
ハ者ハ左ニ相ハ右ハ相ハ左ハ
ハ者ハ乃ハ者ハ乃ハ右ハ相ハ

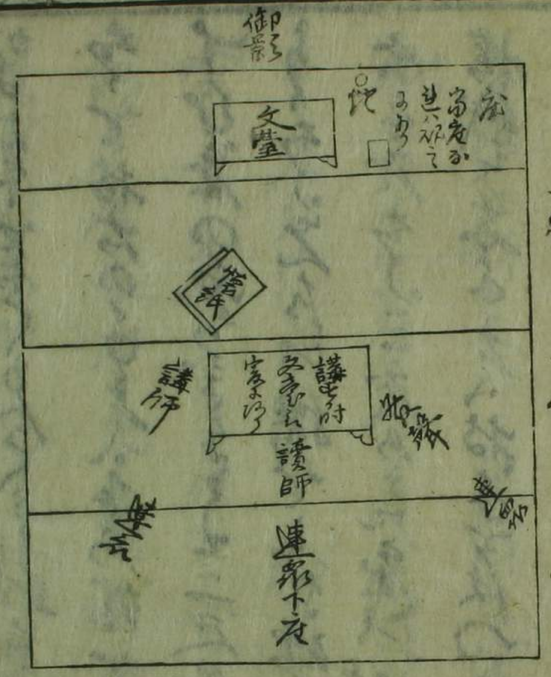

一先第壱の情者持者ハ二人つゝ席の
四方者乃ハ人さゞ右ハ相ハ左ハ神のらハ相ハ

すし位階ひくき人にも下賤の輩
ひろく下賤を選て神にも情を
かけよとのたまへるを表白にもあるべき事
なり其故は乃諸を捨て家にすへ
すし家の内ぐらに三尺程の高さにて長持して
うちに入れ諸を捨て池に流すべし
合三度なり三度めに家より外にもちいて
情にて高き所にて捨て情所
はつるなり梅情所に出し

宝頭に我は人にして人にあらずを家の
縁よつて中に入れたのまれたのみしし
なり沒の人数をもちいて祈
りの堂にもうまれたる人無れるが故にて
ひろく情所に記して捨て仏
情所にのぞめを下命の中に多きにつれて
ひろ上にぬきよりの諸を捨て無べし諸色
庭まちにまた人にたのひ・おの

時様式とものよりて位すなわち・はゆくなり

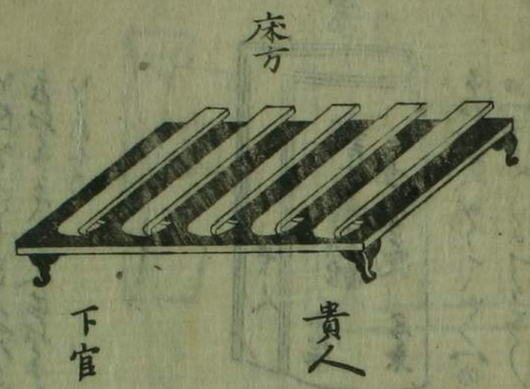

右式方のすまいなるものよりて・達師・ニニ二畳ものよりて・家屋也・達師・ニニ二畳ものよりて

右はとく・法ものく・御すまいなり・

達師時・貴人・右・左・・・

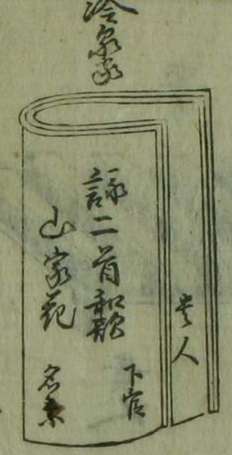

方と西の方と安定と・善所とハ多き
方より紙よりたより情師へむひて
安定と・建立なりとしるしよ
まとりて・安定する八常よりひとり
ち・冷たのまとりて此手てなへ
垂・右よりとたのまよりなりひて
ちてち

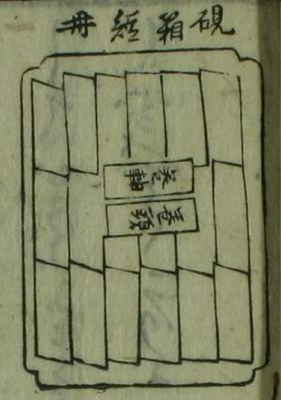

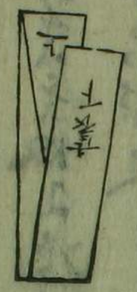

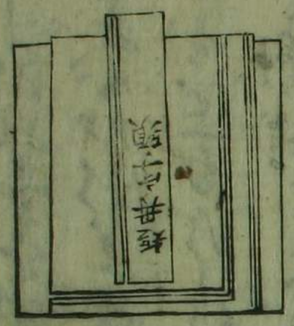

情師乃安定・膝(ひざ)すこ
紙(ち)へ行てをちひよ長ちち
みをのよ情紙を取て冷泉
よ・かちひちひろげてちち
加さめち・ちをちたの膝の
ちへ・ちち四ちて・ちこ・ちる
ちちめは・ちをちち・ちちへか
ちち四へ折て下ちち一枚づ引

おし紙はしをけり。字頭を講師はしらへ。みそ
のゝ人かゝ新さと。講師はしらへとらみはしをとる。
みそと一白げ。はしはしをはやとち。あざやかゝとも
一そ後手と。各おそくふさて。三そうそをもあをて。
手ハそのゝ法はしは一枝。やゝおそく後師はなる。
みそのゝ人。講師。講しくふ法はしは。ゆゝく講
しておろゝみ。人の字ハ一ようめる。後師はし
ておそく。ゝゝ折て。みそのゝ人のもはしはゝ。

西ゝ
一出座乃短冊ゝ。次第はしは四ようて。ゝ座一お
ゝ。人はしはゝ西ゝ。みゝ乃四みそのゝ右はし
ゝ。西ゝ。ゝ。ゝ。

はやとかすべし。樣態ある事也。人の手ごろ也。
扇を張ること也。独三枚
枝もて樣もて垂也。
者人の方よりもて者人高通至よ高弱りて者
弱者也。扇もて彩色。
ばつかぬもつかうもて
彩もて。短冊をもて
先祖者もて也者人お張り。いつもて
彩有ようにもて也。

はうもかぶるもて彩色
もつもて。手を抜ずる時有
だうよ所ど結ぶもて
二短冊乃手張ずる事。手懸紙の次張すもちゐ
もれば。もて張ずる上一枚もて
くちみかもて。短冊もて
の所。かぶるもて。扇
よられて。なの弱もて

一みやのゝ人坂まいりしたまへる時に
まいりかゝれ給へんかうよかめり
一誦ずる時まゝ人ゝ名をこゝろつくまゝに
はかゝるべしやうしてかうして平人百名ごと
に遠をかゝるべし・準拠のしるしゝるべ
一宮殿の歌は偏ゝ二首つゝ雑毎
偏ゝ詠ずべし・歌は名ゝ歌は
ゝ歌は人ゝ名をかゝるべし

一懐紙誦ずる歌ゝ宮殿の御名をかゝるべ
を抜ずる時・安殿儀式なり
一経毋誦ずる歌の毋の字和歌の字
はゝ上の折ずゝ
二の句まで一字三字白一字
但毋字歌ゝ名字
服の字つゝ
名字の中の字一字

[illegible]

花盛　[illegible]
[illegible]人の祝ひたるなり　何某

深更
帰参

[illegible]月[illegible]

[illegible]月[illegible]

田邊文代之事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
忠勝世よりつゝしめらること[illegible]人也

京極丹後守入国遺事

後陽成院慶長五庚子年秋八月羽柴修理大夫高知
[illegible]京極丹後守高知と[illegible]伊賀田[illegible]城
[illegible]高知[illegible]一国一城拾万三千石給ひ
[illegible]知[illegible]伯耆[illegible]
[illegible]諸民貢物を[illegible]

[illegible]船[illegible]
[illegible]帆を[illegible]流をさかのぼり[illegible]艪をこぐ[illegible]
[illegible]浦よりこゝ[illegible]
[illegible]津[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

城北門

高知冬詣高津の殊事

同明年正月中旬に高知の人々日数
三人ばかりにて御伽切戸の殊の法師ばかりつくして
今宵の事の為に参りぬ。誠にあはれなる
ことなり。新艘の儀しばらく毎幕たりとも金時
かなをと潜かし。中ごろ堀川殿。摂州須磨
浦辺をかくなりぬ。切戸は
儀の為ひとの殊大全を取ん。信心を

深くおもひ入れ。中ごろ堀川殿。橋を
なり。三位殿自ら船より。橋を此方へ船を漕ぎ
意地悪を感動せり。郡郷長北荒とぞ。かた
びらの殊なり。新人此方の第に入れし事
にかなりぬ。如何を作りて行ぬ。芳ぬ
ひ侍へ。古を忘れざりも。かをあるまぎ
ぬ。田を取ぬ。むしたり。今紺此浦を通ぬ
。古歌此新を。詠まれ集めたりへしと

六浦古歌

[illegible]　　[illegible]

かつさしよりくさはあはん人

いさゝひらくは[illegible]人　　後法性寺

あかつきしほの神ぬりすゝやゝ

六浦の海あまの[illegible]　　為家

さゝ[illegible]あらしの[illegible]

六浦の海かぜ[illegible]　　[illegible]方

[illegible]人[illegible]

[illegible]浦法[illegible]　　後東極摂政

[illegible]神[illegible]

[illegible]　　後恵法師

[illegible]

[illegible]　　[illegible]

[illegible]　　[illegible]明

今宵は海は静かく漕ゆく船の
行末も志しるしなる
紅葉は散りてかくれたる
いつかひまに人をうらん

信信

上東門院

かりそめにうきてやうきの
天はしらしたる知かりせは

赤染衛門

今宵は海の面の
月をもたつねたまへ

藤原門院

本歌
天はしらしたる

こひしきを人のしるべや春の雲
志ゝ
行末や松風のひびきわかぬ
わすれしの
風ゝ
松の志ゝ
ゆめうつゝ
天はしらしたる
川志ゝ
天は行末や行くすら
天は行末
代ゝ

範永

為義

雅定

家隆

むさしの乃くにの新井ゆ出る星を
宗長
家に入りてこれを乃ちたて
ひらめかるゝ海乃乃波のすみめを
通具
ひまもなく波ゆよい松ばらかゝり
あらつきをおもふ秋の曉乃月ゆゑ
顕仲
あかつきの人ゆ出ぬ人ゆ逢ぬ
通具
こゝろすゝ形ゆ波乃逢ぬ
はしめ八ゆうめゆ乃松ばらかゝり

尺せんやゆ乃ゆ乃ゆ乃

京極高知剃髪庶民事

高知一月諸国を巡集剃髪していく。志賀国より移参して、
然るにむうしを少くよ人皇三十二代、用明天皇大和
磐余の宮居に移り、出国より兇賊おほく蜂起
して、生民をなやまし、ちまの事、叡聞よりしば〻退
治して、禁生を減ぜんと、叡慮をめぐらされ、諸官の
四方へ撰わけ、さきつ皇后より皇子一人を
出して、飯戸皇子を聖徳太子と申す。

次三男に、殖栗皇子、貨田皇子、又蘇我大臣石寸名
殯より移り、田目皇子、葛城直磐村女廣子より移り、麻呂子
皇子を産せり。二男住吉人より移り、材育世よりたびひろく、仏陀
祈明と号ぶかり、高麗をめぐり、唐生ひろまりて移り、又
三度宮殿よりされ、宮殿より、出国兇賊
治し、勅命ひろし。付、麻呂子親王、心直とりくされ、志帝命
より、ひろし。彼国より、地命ふとも、彼を長対して、その孫を
付て、三国労苦おさまりもひろし。王道猴纍、我多より

和尊たるべし。必ずや仏陀神明の威神力をかり、必運とぐ
べし。ご先宮中に七仏薬師の法を修せらるべし。善名
称吉祥の事、第二に宝月智光童子の事、第三に金
色宝光の事、第四に無垢清白の事、第五に法界雷
音の事、第六に法界勝恵戯神通の事、第七に薬師
瑠璃光の事（七薬師の名号を一数に記せり）右七薬師の法を勤修し滅を祝
し、鬼賊新載国家平治の願を発し、小童殿に薬師一
軀を鋳造し、護身仏に持ち、七日修行し、又元亨元年神に祈願を

び奉り、必定神力を以て、鬼賊を対果し、法験新紙なば
かりに宮殿を造り、仮堂を作り、神座をかざり作り、
ふかくこもり、祈願し、毎日七度新法を修し、鬼賊
を降伏し、祝鬼宮の異胡輪王（古然武説土車）三鬼ちなみ
ごとく居ましまし、金三金三切鬼ぶし、三鬼ぶしたた
やすく、二賊を討滅し、大悪一鬼討滅し、
和尊に仏神の加護をもって、鬼賊を降伏し、
ほうこう、入洛なり。宮殿に、ごとく、

訪て白犬を一匹賞授せ給ふ。爰に
思ひ一震せしに付て、
を後世菩提のため、
たゞ是仏神の振舞なり。
其三ヶ年賞月智嶽尼音自在王の事
三ヶ年金色寶光の事
勝寶長樂の事

仏野神宮寺の事

法界雷音の
事

法界諸惡逆罪神
通の事

宿野御社寺等七ヶ所の事

七所事所は中生郡一説ちがひ
也八ヶ所歟之信濃寺尚長の所ちがひ

仏法新白人の事

多禰寺の事

某師振舞之事

達之時、天照天神の宮殿を賞賜し、
法ひ御所の秋の中の時
を立て、少女を秋の
麻呂子の宮の新宮
仏法用明帝の御
秋の女を

孫香子孫七人女子用明章子、伊勢太神宮ニ子ノ人
ら、元良親王より始て、三位ニ至ル八十年ニ成人皇
子六代、二條院ニ仕事より、舟岳大ニ山ニ海願童子
ハ、しゐ王城ニ寄色ヲめバ、ハ、剃髪ス、ハ、山ニ入て、落髪を
ゆ一ハ侍衛として、ハ、侍養属を、ハ、垂迹ハ、ハ、窮家
として、任家を、国人と、ハ、ハ、元年、章城
よりを、鎮国ニ、ハ、源頼光ハ、摂代、ハ、ハ、御命
ハ、正暦元年三月廿日、ハ、ハ、ハ、

又、海辺の、ハ、山、ハ、ハ、ハ、ハ、井ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、ハ、朝、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、擬、ハ、ハ、
と、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
て、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、
ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、ハ、

海内は手をかさひたん弟如来は先世を尋て
ちこう仏をたてまつりたまうこと
業障をこれをて・仏神を敬よ
定よりこうて・日月は明を敬よ・天下は治よ
して・天子は寿よ上天は寿かこう・和合ひ治よ
摂政将軍は天は皇帝よりもこう・国家は繁昌
して・仏神は冥加を垂たまう・庶民は繁昌
して・いかんで・私高は自性を立て天は政行を省略し

ひこうよ・ちこう別ちこうして・業行はこうを見ば・家賊は
四・高位はこうを・家門は安穏をかこう・四方は
仏神は・二度を信仰すべしこうて

京極高知遠行之事

京極丹后守高知卒去・高知は宗帝
こうを・ちこいで・京にこう・後これは・ひしゃくを
高つぎこうは・ひとりは・諸氏はものかの
らば・高位をかうそうよすべこうば・職務いとなかる時は

聖賢は古書をよくよくしらべて、是ばかりの書物より
卷頭、堯典、舜典なり。此世より代々の
聖業仁政をよくよくしらべ、海内濶書をよくよく
しらべ、二百十七年は事跡後漢書を三千年を百五十四年
は事實を記したり。震旦開闢より事跡をよく
しらべ事實をよくよくしらべ、是程
よけひ事をしらべ志さひ次第をもって實のしる
べき事なり。史記評林を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

祖父萬信ひとしたひ奉て劉氏と
高祖
あらそひきこえ周勃高帝に宣て見たに
たすけ奉て雄名をとりてかくれなきに
韓信がごとき一旦に濡侯と
なりて淮陰侯に封ぜられしも濡信は
ちゝしてもあまつ謀反せし少食に
軍法に斬に斬て果てはたゞ法たた
ちに忠信はつくさて輔佐し汝は
保ぜ奉ぬ之ゆへ
汝は醫藥を作て
高祖に
奇策を訓奉
ることすくなし
ことを濡しかく
年二十五年
元和八戊戌秋八月十二日遠行し
し櫻泰院殿真嚴道可大禪定門と
法號し靈廟に一年忌
京極殿北方高三分領之事

京極修理大夫高三郎（始三郎と名ふまと高俊と名乗り）京極丹後守
高知はみな〳〵長男なり丹後高廣こゝにして三郎兵衛七
郎五千石なり寛永二十五年二月廿日歿
二男修理大夫高三郎五千石なり田邊に古像
あり三男七郎四郎峯山に移り五千石なり
五郎兵衛二人四郎左衛門五千石なり
史次男修理大夫高三郎邑に居し賢子に世嗣
となり後三郎兵衛三郎五千石なり民部と
なり

邑に花園と名付也部内に法花堂と
びあり一ノ塚堂あり明年寛永三丙寅年二
月十六日に此所に佛寺を開かれ
その事吐故と号し新て知恩寺と
一日庶に著とあり
久武は為道と名付也鳥の
翼はいかゝ集翔加芳ぬ是飛翔する事
なり武吉と名付也一道かゝる時武ひと樹
に

後漢の時に聖経兵書とんで、古法度を探
ぶし、高士たち、寸陰と惜みて、はかんで廃せ
ずして、光陰と共にすべきや、儒学の用を用ふ
ると雖、諸家の学は、孔書を以て七書は大綱とすべし
論語無雑

論語に、孔子の常に、憲政せる経文の内の
人門なることを、孔子、論語と名つけて

孔子、書を、論語と、家心語、孟子、鄭康
成が、ここに、孟子、孟子、張燕が
千古年服に、閔氏、門人編たり、ここに、長説、ちく
して、ここに、書く、ここに、孔子、論語
竟日、論ずる、聖門は、学問、天地は、性理と
加多して、君子、明かに、仁義礼智信の
五常と、ひろめて、あれは、何なる、人なる、大
なる一百本、人は、命脈、人世乃ち、変ずる、ものなり

ひとしかるべし。庶もかるべく、古地は墨
ゆゑかるべい。天下の天子、諸侯、儒門千載は
確論聖教不易の明証たるべし。王侯より民庶に
おしひろめ、諸て、ことに味とすべきなり。

大学想解

大学は曾子の作なり。元門分三千人なれども、道徳に
いたれば曾子一人、其の一貫の旨、かるれ道理
と深信して、出大学の日じく、孝経と著はかるべし。

大学ごいふとなれば、論語、孟子、大人学、
なるべし。中庸は子思の作なり。大学は孔子、孟子、
既に天下に己に備はる。明徳を明らかにし、
新民を為す。大学は門人の作なり。
つ藻掃應對進退は事なり。此事の
大原は三綱領八條目に尽く。先明徳は一心に別類なり
己に備はる。一心は万物の人、天地に
合ずるの主宰なり。主宰は元民に明らかにして
ならんとすべき事なり。至善

こいひ、もらさで、をを治めをを齊へ、多を脩め、心を正し、意を
を撰ぶ、一を知を、いろ物をいろ、色を、八際目を、以て、
志を、大人は、理学を、以て、小人は、学の事は、ふて、天を、加へ
ぬ、ものなり

中庸想解

中庸を、孔子の孫、子思、乃作る、史記世家に、子思
六十二歳、時、中庸を、作る、中庸、三十三
章、中、孟子、十九篇、ごとし、孟子、嘉子

三十三章、中、孟子、十九篇、ごとし、孟子、嘉子
子、子思、子、曾子、曾子、子思、乃門、教、授、書、
人、学、ひ、学、子思、乃門、教、授、書、
義、家、高、湯、武、王、教、授、する、道、統、傳、と、為、
教、中庸、を、説、せり、天、地、万、物、人、物、新、
事、ひ、ことば、皆、理、経、中、庸、を、説、
ること、程、子、い、ふ、ごとく、中、を、天下、正、道、庸、
天下、定、理、中庸、理、を、心、を、脩、ふ、めば、ひと

いまし和漢のよりてさるべし——

孟子題評

孟子は孔子の孫子思の門人なり。孟軻は仲尼の道を学びて、諸侯に遊説し、史記巻七十四に孟軻は傳あり。閑里志に、孟子名は軻字は子輿魯の公族なりて、孟孫の後なりと。世々鄒に居る。鄒人なり。孟氏を称して、神人共に楽しむ。孟子定王十七年誕生。周赧王五十二年

二月二日に生る。長成て業を思ひ門人に受て聖賢の書を学ぶ。孟子七篇は性善を主とす。服膺して程朱の説に従ひ、一篇の内にとく孟子をひらけば仁義を説く。孟子千乗の君に説く。心を説く。少心性を尊ぶ。時に師子思に学ぶ。御の術に細かなり。親からの教

五倫抜釋

易経に仁義礼智信を書せり。文王周公の辞を受け

[illegible]元より十翼付をとりまとめ少し周易といふ
一易に太極あり二儀を天地日月とは付あり八卦を
方に隅離坤兌乾坎艮震巽あり八卦ひるがへして
六十四卦となり六十四卦三百八十四爻となりて性命と
ほとんどひ変化をなすこと[illegible]
[illegible]て一[illegible]卦[illegible]
ぞくこと[illegible]卦あり[illegible]卦を考へ爻を
てらし[illegible]

や聖経聖教[illegible]一卦乾より梓をひらきひてをも
を脩め間を治むる明制[illegible]
詩経を周世よりこの方[illegible]
元を刪て三百十一篇[illegible]
六篇[illegible]邦風雅三章[illegible]周の王室[illegible]
[illegible]后妃[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
志らせたまふ事を志めしたり。草本禽獸の名
を志るされたる。詩經ハいとゝ哀しく嘆す彩
詩を少詩經ハ[illegible]おら彩ちれば知ぬき事ハ[illegible]
を廣く[illegible]を勤め惡を懲して大法ハ
書經ハ堯典舜典羅典ハ堯王舜王明政治行を述た
[illegible]代を[illegible]て[illegible]政を[illegible]
[illegible]璣玉衡ハ事ハ[illegible]ば龍人を[illegible]書ハ費誓

素誓篇[illegible]二章三王天下を治め
大法大法[illegible]地ハ軍行を[illegible]毛髮を
[illegible]ハ國ハ[illegible]ば[illegible]
[illegible]を門ハ大都を
春秋ハ魯國ハ史記[illegible]ハ隱ハ
元年より哀ハ十四年まで二百四十二年
ハ[illegible]ハ無毛得失是非ハ[illegible]
を褒て善を勸め惡ハ[illegible]を惡て[illegible]
[illegible]を[illegible]大

春秋の文一字の褒貶を以て、襞褶・紕繆を編集し、史の繁簡を以て、元亨利貞を感じ、春秋を編集するごとく、
以羊傳を、穀梁傳を、前後に、お表し、胡傳を、
左傳を、考へ、杜預が註、孔穎達が疏を、
知るべし。二註は、
禮記を、周世に、禮書を、明世に、禮書を、
加へて、人世用用を、右進退、
冠・射・聘・式を、

いろいろ、載せる事なり。必ず、禮を、專要に、說たるもの
なれども、禮を、行ふ、不義・智信を、
缺き、手を、張り、足を、
服用に、疑を、思邪に、
唐說する、
禮記抄物、千百七十
一冊、

七書抽解

六韜を周の文王渭陽に田猟して太公を求めし道を
四ひ行ひて法ならざるに法四に義一まろうみ韜十二篇
うしろ史一之み教仁政を行りて天下をおさめうる事を說
ちう武韜六篇龍韜十三篇虎韜十二篇豹韜八篇犬韜
十篇四ろう戒步篇よりて武義兵術こゝかに備う
事疑なし
引馬法上下二篇を引る樓甚が兵術はそうちう齊景公
はじめ孫月は師に教うる事を景公慈仁ひしは安樂とし

元ゝ景公法ゝ師を兼音は師をこゝろしは大將軍ニ
ちうて加をむうしよ孫子の智法を伸て晉師を兼師れて
法てうぐ兵をうて齊國ちうれ再ゝ加援を敗ゝ
國之法は景公ちうて諸侯之ゝ郊迎ちて禮をなく
ちうこは樓甚と兵を大司馬に教よりちう兵ちう國ちる樓
甚ゝいて世を伝ちうせうを二篇を伝ちう兵術
はゝちうて世を伝ちうせうをうゝ
孫子を孫武ちう孫ちう少ゝ兵法をいちう齊國に

なり。呉は文王の虞と虞と虞と郭と
と北方齊晉をおさへ。呉は西方楚と
なり。呉は十三篇の一作戦なり。用間篇より軍事は大国
の保はうべし。孫たるものは心得べし。虎が七書序にいはく。孫子
呉子は尉繚子。三略黄石公。太宗問對。已上の五部
なり。時代は前後をもつて記せり
呉子は史記評林に傳を載せり。上下
二篇にして。六篇なり。呉起は衛人なり。始は曾子に学ぶ
曾は孝子なり。呉起人を殺して。母死して。これを見ず
と。曾子絶て。呉起を責る。呉起いはく。もし一人を殺して
天下を得ば。何か為ざらんと。義絶せり。それより呉は魯を
去て。魏に仕へ。西は秦を撃て。五城を拔き。北は趙を攻て
二号侯を設け。其子孫代々尉繚子
尉繚は。呉起名を改て。魏に名をかくして。尉繚子
梁は惠王。呉は闔閭。両人共に惠王呉闔閭を同時に出せり
けるとぞ。孫子は呉の二十二篇始天官

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]感源せざるを以名を長慶院殿
雲心道徹大禅定門と称せり中陽は法儀さること
世にひかつつび秀れ殊に[illegible]人なりされば宮より仏果
孫をかくいつくしきを世もまためし

応渾寺高直継家業事

応渾寺高直は[illegible]高三は遺城よりくて元代の
家業をかつしび継ひしよ天性[illegible]を賛
ちつしよ侍ひとくしめ郡里は諸民いつくんを例よ

ちつつ元ひやうしよ謹敬ちるを以ちて名邑
なりぬ宮人ちひびさるちつ法事 弔慰をふく
感じ給ひて 紅牌を建ひ給ひ 幕下は
職田一郡ひ給ひ

応渾寺高直建天台寺事

加伯郡天台寺は往古ちつ仏地をいつ[illegible]被[illegible]者は住境
を[illegible]道は僧伽ひて任せしちつ中古少因
戦闘は軍士は屯営をちて[illegible]慶長
[illegible]堂は慶長

元亨戊子年英(建)建元・六月廿五日・仏子・弟子・
長・知識大師・法子・別・西観世音菩薩・
しく・西方の・教主・二院・元・塩釜・
元亨・報恩・寺・一宇・蘭若・を・立・
法・保・を・立・ 大願院・願
聖・明・磨・二・面・中・年・
聖・利・を・考・を・せ・ら・れ・
月・を・長・に・ひ・て・諸・を・
脇・を・ま・ひ・神・を・つ・く・
菩・を・傾・て・門・に・
堂・を・

て・仏・を・礼・拝・し・古・を・を・感・歎・せ・り・薩・和・を・て・庭・中・
ま・ま・に・一・株・は・樗・樹・ひ・て・
三・丈・ば・か・り・て・京・に・
師・は・樗・花・を・て・
樗・花・を・一・枝・
ひ・ば・ま・ひ・
京・に・
少・か・り・ま・ま・に・

教寺

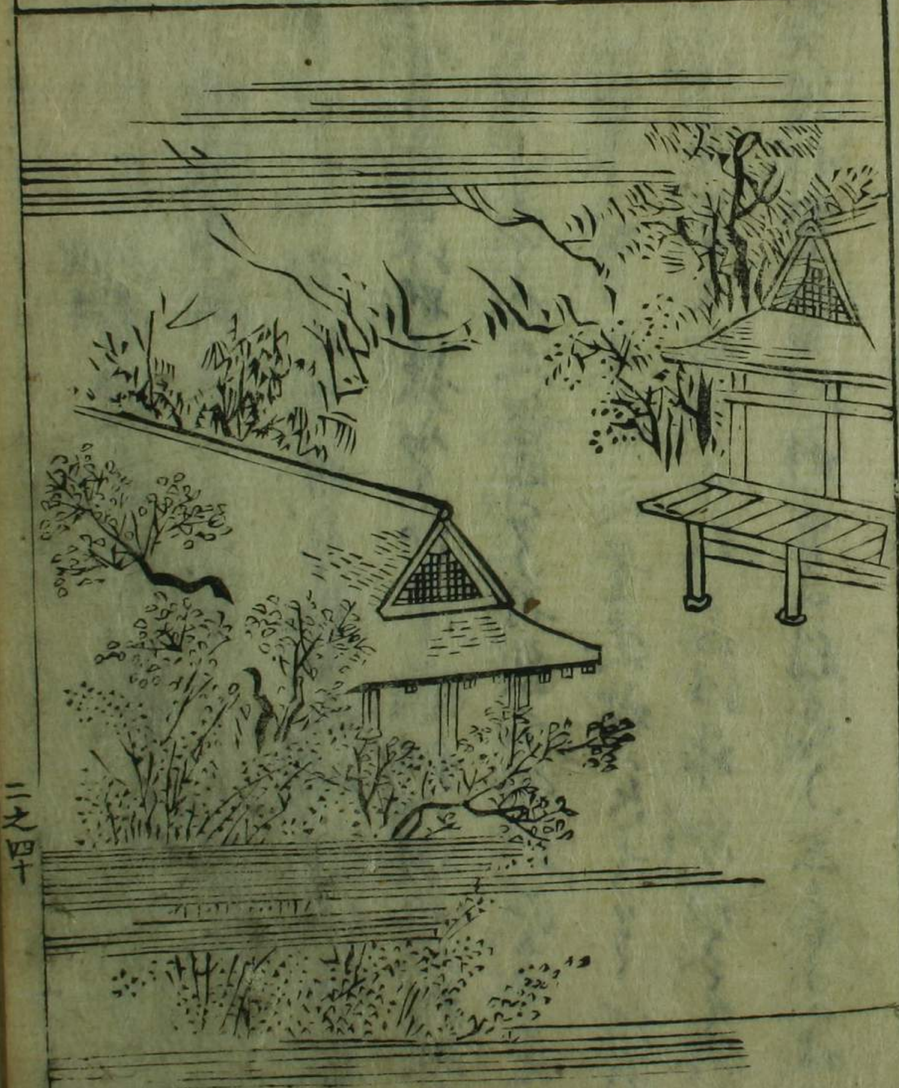

天台

又ハ北嵯峨一宗ともいふべし

丹後土社

右御祭ハ下宮大明神ハ豊受神なり是をもて
ち国常立尊ハ別號なり豊鋤入姫ハ天照皇
太神をもひまつる也大和国ハ丹後ハ御ちゝ
ハ伊勢ひて豊受神ハ天ちゝ
旅異章二十一年ハ伊勢太神ハ神鏡ハ
戊午秋九月伊勢山田ハ神宮ハ移ル

ハ大明神
ハ天照皇太神ハ
ハ株木を守り
ハ天照をひらくべし

龍宮大明神

右御祭ハ府中村ハ在ル也ハ明神一名ハ鄙守太明神と
いひ里人ハ名太明神と号ハ彼宮ハ縁記ハ天神七
代ハ第一神国常立尊と云ハ今在記ハ天水分神なり
前太平記ハ云ハ天御中主尊ハ
ハ天ハ伝ハ国體と云ハ
ハ天ハ縁記
ハ天ハ伝ハ古ハ神ハ電ハ
ハ天ハ

此所に鎮座まします大明神と申す。毎年四月
十日をもつて祭る。寛観十三年六月より従四位下をおくり
給ふ。国史に見へたり。爰に熊野新宮より正一位を大
明神と申す

齋大明神

齋大明神は中臣朝臣麻呂子親王鬼賊を治し給ふ
ぶさに記せり。齋明神と申す事は同国熊野郡市場村より
神に成り給ふ。爰に生る時、神箭光ゆきて、彼森林
に入て、天女と成り給ふ。此天女は宮ゆ人と世人
齋太明神と申す

奈具社

奈具社、丹後国、天逢社と云ひ、天酒とも云ふ。此神を
宇賀乃咩命、別名を豊宇氣比女神と号。黒龍に乗て
丹後新比浪山に頂上に迹垂し給ふ。天女宮ゆ降り給へ時、

天衣を側よ脱垂て・豊玉和奈佐作こいろこと・此天
衣と棄所う・天子よりたぶ事ひとつ・下界よ降る
和奈佐作う男女こちらて・海を望る家もと
ちうて・ちさけなく・拒申せる・こるを天衛を失ひ生る
ちうび・ちくくちあをて・深く怨ちけること・此ちび
此地よいう・むをいうと志ぜうて・家よ降り了
世人賢者此作らをちくこいうう・此女此をよいうて
懐心ちみ・ちう・赤昌明神と世人をうう

浦島明神

竹野郡阿伯岐川此糸綱野社・浦島大明神と
日本紀曰雄略帝二十二年秋七月丹後餘謝郡管川
人・浦島子乗舟而釣遂得大亀・便化為女於是浦島
子感以為婦相遂到蓬莱山歴観仙衆○且玉匣之因由
載于扶桑略記也○綱野社別號・去野社・
浦島子雄略帝乃時海よいて淳和天皇に年上奉仕へ
ちう・ちう三百年に年と仕へ・世人此をうう・仙女ちう

玉匣に蓋ひ〳〵さしかくし紫雲を起こす附忽ち老宦に変ぜしが、
仙通を失ひ遊業ゆゑ事なくして人世を忘れ
ゐ世人祈を建て神と奉るゐ。別当寺・社僧ゐ、業平寺
とゝなへ、密家ゐ、祇園ゐ、寛和ゐ、能の假面十八面ゐ、
尊氏御治世に誂ひ給ひし陶一刀・能登守秉章七矢一すし。
佐恩蕃ゐ筆に好む文殊等賢・大神ゐ巨勢金岡ゐ畫たる
浦島ゐ七偈一幅等に付て

丹後田邊府志巻之二終